

本規約は、日野自動車株式会社が製造する「日野プロフィアHybrid/COOL Hybrid」(以下「自動車」といいます)に付属する「日野プロフィアHVバッテリー保証プラン」(以下「本サービス」といいます)に適用されます。

第1条(申込み)

- (1) 「本サービス」は、自動車の購入時(割賦販売による購入を含む)または、自動車の賃貸借契約(以下「リース契約」といいます)のお申込み時に、本規約の内容に同意したうえで、初年度登録日から6か月以内に当該自動車を販売する日野販売会社(リース契約をご利用の場合は、当該リース契約に関する事務を代行する取扱販売会社をいいます)に対して所定の利用申込書を提出し、第5条に定める申込金を支払うことにより本サービスを申し込みます(以下本サービスのお申込みを受付けた日野販売会社を「担当販売会社」といいます)。
- (2) 自動車には、本サービスに加入いただいた証明書として、日野プロフィアHVバッテリー保証プラン証書(以下「証書」といいます)を発行します。また証書の再発行はいたしかねますので、大切に保管してください。

第2条(本サービスの内容)

本サービスの有効期間中1回に限り、自動車のハイブリッドバッテリーに交換の必要が生じた場合に、日野販売会社がハイブリッドバッテリーの本体価格と交換工賃を、無料で交換いたします。なお、本体価格と交換工賃を合わせた限度額は180万円といたします。

第3条(本サービスの保証期間)

本サービスの保証期間は、自動車検査証に記載された自動車の初年度登録年月より、契約プランごとに定められた年数(5年、6年、7年または10年)の最終年の同月末日とします。

第4条(本サービスの免責期間)

第3条の規定に関わらず自動車検査証に記載された自動車の初年度登録日より1年後の応当日前日以前の場合、本サービスは適用されません。

第5条(保証料)

- (1) 本サービスの申込金は、別途受付販売会社が提示した金額とします。
- (2) 保証期間中にHVバッテリーの交換を行わなかった場合や、保証開始後に売却等により自動車の所有を中止した場合においても、お支払いいただいた申込金は払い戻しいたしません。

第6条(本サービスの解約)

本サービスの解約は、お客様から日野自動車販売会社に対して解約を申し出た日および解約希望日が、自動車検査証に記載された自動車の初年度登録日より1年後の応当日前日以前である場合に限り可能とし、既に領収した自動車にかかる保証料のうち、所定の金額を返還します。

第7条(本サービスを提供する工場)

本サービスに基づきHVバッテリーの交換は、日野販売会社で行います。本サービスを受ける際には、証書を日野販売会社にご提示下さい。なお、交換により取り外したHVバッテリーは、日野販売会社の所有となります。

第8条(バッテリー交換の適用除外)

- (1) 日野販売会社がHVバッテリー交換は必要ないと判断した場合には、本サービスに基づくHVバッテリーの交換は実施いたしません。
- (2) 次に示すものに起因して、HVバッテリーの交換が必要となったと認められる場合には、本サービスは適用されません。
 - ① 地震、台風、水害等の天災および事故、火災による被害
 - ② 保証対象以外の部品の不具合が原因もしくは波及してHVバッテリーの交換が必要となった場合
 - ③ 酷使あるいは一般に自動車が走行しない場所での使用
 - ④ 日野自動車が表示仕様の限度を超える使用(積載量、定員、速度、エンジン回転等)
 - ⑤ 日野自動車が認めていない自動車の機能に影響する改造
 - ⑥ 純正部品および指定する油脂類(オイル、不凍液等)以外の使用
 - ⑦ 故意または過失による取扱説明書等に示す以外の取扱い
 - ⑧ 保守、整備の不備または間違い
 - ⑨ 通常の注意で発見、処置できたにもかかわらず、放置したことにより拡大した不具合
 - ⑩ 煤煙、薬品、鳥糞、塩害、降灰、酸性雨、飛石等の外部要因による不具合
 - ⑪ 日野自動車が発行する保証書に示す保守、整備を行わなかった場合

第9条(保証書との関係)

日野自動車が自動車について発行する証書による保証は、本サービスに優先するものとし、自動車のHVバッテリーに関して保証書に基づく無償交換が実施される場合は、本サービスは適用されません。

第10条(本サービスの継承)

本サービスの有効期間内の自動車を購入されたお客様は、自動車と本サービスの証書を最寄りの日野販売会社にお持ちいただき、所定の手続を行うことにより、本サービスを継承することができます。ただし新規申込時に定められた有効期間までとします。

第11条(本サービスの再加入)

自動車の購入時(割賦販売による購入を含む)または、リース契約のお申込み時に加入した本サービスの保証期間満了後は、いかなる場合においても本サービスの再加入はできません。

第12条(個人情報の取り扱いについて)

- (1) 日野販売会社、日野自動車および取扱保険会社は、申込書に記載されたお申込者の個人情報を、下記の目的に利用いたします。
 - ① 定期点検、車検および保険満期のご案内などを提供するため、郵便、電話、電子メールなどの方法によりお知らせすること。
 - ② 取扱う商品・サービスあるいは各種イベント・キャンペーンなどの開催について、郵便、電話、電子メールなどの方法によりお知らせすること。
 - ③ 商品開発あるいは顧客満足度向上策検討のため、アンケート調査を実施すること。
- (2) お申込者が本サービスの料金支払いにおいてクレジットをご利用される場合には、日野販売会社または日野自動車は、本サービス申込書の写しをクレジット会社に提供いたします。